

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【令和 9（2027）～11（2029）年度】の策定について

1 計画の策定

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定により一体のものとして策定します。また、認知症基本法第 13 条の規定による市町村認知症施策推進計画を包含するものとします。

計画の策定に当たっては、堺市基本計画 2030 を最上位計画、堺市 SDGs 未来都市計画を上位計画、地域福祉計画を基盤計画とし、さかい健康プラン等関連分野の計画と調和を図り、大阪府が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合性のとれた計画とします。

(1) 計画期間

令和 9（2027）～令和 11（2029）年度の 3 か年計画。この 3 年間の施策の方向性や主なサービス等の見込量を明らかにし、第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料の水準を決定します。

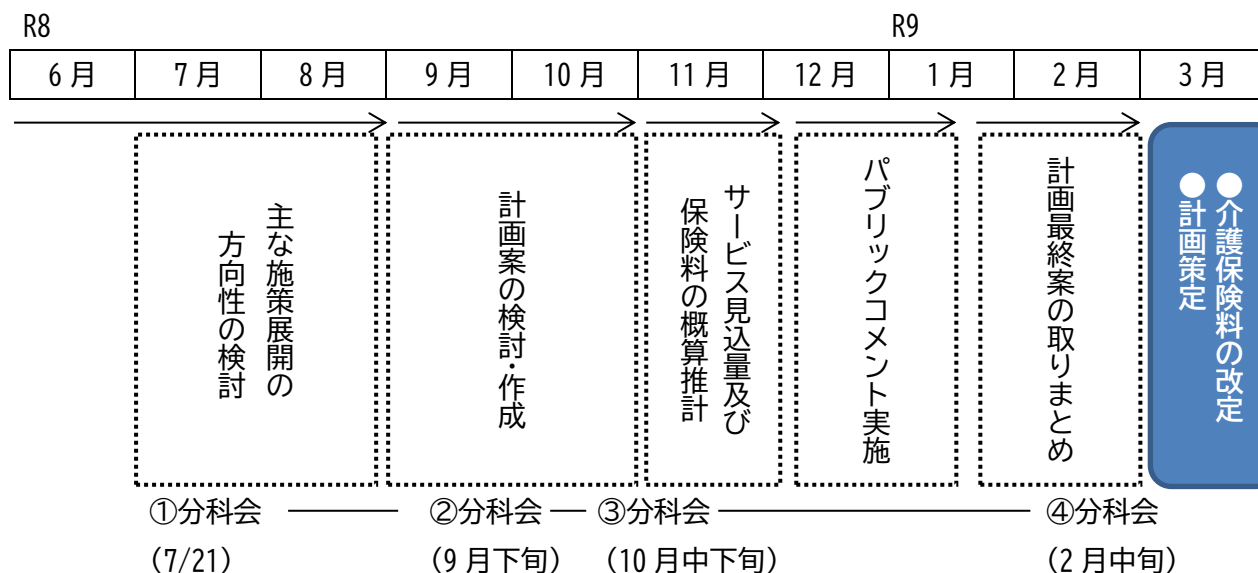
（参考）第 8 期（令和 3～5 年度） 保険料基準月額 6,790 円

第 9 期（令和 6～8 年度） 保険料基準月額 7,417 円



(2) スケジュール

令和 8 年 7 月～ 8 月 主な施策展開の方向性の検討
 9 月～11 月 計画案の検討・作成、サービス見込量及び保険料の概算推計
 12 月～ 1 月 パブリックコメント実施
 令和 9 年 3 月 計画策定、介護保険料の改定（介護保険条例の改正）



2 国の動向等

(1) 国の介護保険制度改革の背景

- 令和 7 年にいわゆる団塊の世代が 75 歳以上に到達し、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は、75 歳以上人口を上回る増加ペースで令和 17 年まで増加し、その後も令和 42 年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。
- 地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえながら、介護予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等に取り組み、地域包括ケアシステムを維持した上で、サービス需要に応じた提供体制の構築が求められています。
- 85 歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。
- 令和 6 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年 12 月には、認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することを目的とした「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。
- 令和 7 年 7 月 25 日、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめが行われました。当該とりまとめでは、地域の実情を踏まえつつ事業者等の関係者が連携し、サービス需要の変化に応じた介護サービス提供体制を構築する必要性が示されました。

(2) 国の第 10 期介護保険事業計画策定に係る「基本指針」について

① 基本指針とは

- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- ・ 3 年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画策定のガイドラインの役割（計画の「基本的記載事項」や「任意記載事項」を示す。）

② 基本指針が定めること

- ・ サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・ サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるに当たって参酌すべき標準
- ・ その他計画の策定に関する事項
- ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

③ 第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）について

- ・ 国から、基本指針の構成として「第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）」が提示されています（次頁参照）。

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

○2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。

○その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。